

別表(第3条第1項・第5条・第12条関係)

措置要件	期 間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から24ヶ月 ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。(以下措置要件7の期間まで同じ。)
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月 (建設工事等に係る契約については24ヶ月)
3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月
5 入札参加資格者及びその役員等がした下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月
6 入札参加資格者及びその役員等が、第5条に基づく勧告を受けた日から12ヶ月以内に再度勧告を受けたとき。	再度勧告を行なった日から12ヶ月
7 入札参加資格者及びその役員等が、第12条第1項に基づき行う市への報告、及び警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から12ヶ月